

朝来市議会「広聴会」に関する要項

令和6年6月17日

広聴広報常任委員会決定

この要項は、朝来市議会基本条例（平成21年条例第16号。以下「条例」という。）第6条第4項に規定する市民等との意見交換の場（以下「広聴会」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

1 基本方針

広聴会を、広く市民の意見等を聴取するための広聴活動と位置づけ、市民の意向を把握し、議会及び議員の政策立案能力の強化と政策提案の拡大を図り、議会活動に反映させるため、多様かつ積極的に設けるものとする。

2 広聴会の開催

（1）市民からの開催の申込等

ア 広聴会の開催を申し込むことができるのは、次に掲げるものとする。

市内に所在する5名以上の市民等（市内に居住し、若しくは滞在し、又は通勤し、若しくは通学する者をいう。）により構成される団体で、広聴会に5名以上で参加できるもの。ただし、申請された内容が次のいずれかに該当する場合は、実施しない。

- a 意見の表明ではなく団体としての具体的な要望を目的としたもの
- b 出席予定人数が少なく広聴会が成立しないと見込まれるもの（団体からの参加者が概ね5人に満たないとき）。なお、特別な事情があると認めるときはこの限りではない。
- c 申請内容等に不備があり、改善されない場合。
- d 政治活動及び明らかな営利活動並びに宗教活動を目的に行われるもの又はそのおそれがあるもの。
- e 申請者又は申請団体の構成員が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団及び法第2条第6号に規定する暴力団員並びに暴力団員と密接な関係を有する場合。
- f その他、広聴会の実施が不適當であると議長が判断するもの

イ 開催を申し込もうとする団体は、広聴会開催申込書（様式第1号）に必要事項を記入し、参加予定者名簿を添付した上で、議長に提出しなければならない。

（2）開催日時及び場所

広聴会の開催日時及び場所は、広聴広報常任委員会において申込団体と協議し、議長が決定する。なお、会場の手配等の事前準備については、申込団体において行うものとする。また、会場の使用料等についても、申込団体が負担するものとする。

（3）開催時間

1回あたりの開催時間は1時間30分以内とする。

(4) 出席議員

広聴会に出席する議員（以下「出席議員」という。）は、広聴会の規模、内容等を考慮し、次に掲げる議員の中から、広聴広報常任委員会に諮って議長が決定する。

ア 広聴広報常任委員会に所属する議員

イ 議長が必要と認める議員

(5) 役割分担

広聴会を開催するに当たっては、次の役割を置くものとし、役割分担は、出席議員の中から広聴広報常任委員会が決定する。

ア 全体統括者

イ 全体司会者

ウ 全体記録者

(6) 会議の公開

会議は原則公開とし傍聴可能とする。ただし特別な事情がある場合、議長の判断で非公開とすることができる。

(7) 開催通知

公開にあたっては開催のおおよそ1週間前に日時、場所、申込団体、テーマ、具体的内容について、全議員に通知するとともに、市議会ホームページに掲載する。

(8) 広聴会終了後の処置

ア 全体記録者は、広聴会終了後、広聴会実施報告書（様式第2号、以下「報告書」という。）を作成し、広聴広報常任委員長に提出するものとし、広聴広報常任委員長は、提出された報告書の内容を確認の上、議長に提出するものとする。

イ 広聴広報常任委員長は、広聴会終了毎に、提出された報告書に記載された意見・提言等を整理し、議長に報告する。

ウ 議長に報告した報告書等は、全議員に配布するとともに、市議会ホームページに掲載するものとする。

エ 整理された意見・提言等のうち、各常任委員会が重要と認めることについては、所管事務調査において調査・研究を行い、政策提言につなげることができる。

(9) 公平性の確保

同一の団体との広聴会は、公平性の確保のため、前回の開催から原則として1年以内は開催しないこととする。

3 その他

この要項に定めるもののほか、必要な事項は、広聴広報常任委員会において協議するものとする。

4 要項の見直し

この要項は、広聴広報常任委員会において、適宜見直すものとする。